

岐阜県公報

第 二 十 五 号
令和元年七月三十日

(火曜日)

目 次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

(総務課) 一四〇^{ページ}

告 示

クリーニング師の研修の指定

(生活衛生課) 一四〇

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 一四〇

道路の区域変更

(道路維持課) 一四一

道路の供用開始

(同) 一四一

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定

(同) 一四二

に関する告示の一部改正

(同) 一四二

車両制限令第三条第四項の規定に基づく特殊車両通行許可

(同) 一四二

を不要とする区間の指定

(同) 一四二

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更

(選挙管理委員会) 一四四

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 一四四

公共測量の終了

(用地課) 一四四

市街地再開発組合の定款変更認可

(都市整備課) 一四五

落札者等に関する公示

(高山土木事務所) 一四五

雑 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書(平成三十年度)の公告

(環境管理課) 一四六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和元年七月三十日

公安委員会規則

岐阜県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年七月三十日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年岐阜県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規程中「田中」を「田中」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生 一時間

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分）

3 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分）

4 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分）

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

1 令和元年十月二十五日（金）

飛騨総合庁舎 厚生二会議室

高山市上岡本町七丁目四六八

2 令和元年十一月一日（金）

東濃西部総合庁舎 大会議室

多治見市上野町五丁目六八

3 令和元年十二月一日（日）

OKBふれあい会館 三〇二会議室

岐阜市藪田南五丁目一四 五三

五 研修受講料

五千元

岐阜県告示第百四十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

通信制で行う講習

三 受講申込手続及び受付期間

1 受講申込手続

受付方法 郵送又はファクシミリ

申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 シンクタンク庁舎三階

公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局

ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一

2 受付期間

受付開始年月日 令和二年一月十日(金)

受付締切年月日 令和二年一月三十一日(金)

レポート提出締切年月日 令和二年二月二十八日(金)

四 講習科目及びレポート課題

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

五 受講対象者

六 講習受講料

四千五百円

岐阜県告示第四百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|--------|--|--------|--------------|----------|----|
| 一般国道 | 二百五十六号 | 加茂郡白川町下佐見字岩滝三〇九六番一四地先から同郡同町同字同三〇九六番六地先まで | 前 | 一〇・一 四三・六 | 三九・三 | |
| | | | 後 | 一〇・一 八五・〇 | 三九・三 | |

岐阜県告示第四百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|-----|------------------------------------|--------|--------------|----------|----|
| 県道 | 恵那線 | 瑞浪市釜戸町字下平一九二七番地先から同市同町字同二八三六番一地先まで | 前 | 一四・〇 二〇・〇 | 二四三・一 | |
| | | | 後 | 一五・五 三三・〇 | 二四三・一 | |

岐阜県告示第四百一十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

岐阜県知事 古田 肇

なお、その関係図面は、令和元年七月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道 | 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 告示年月日 ほか) |
|-----------------------|------|-----|--|--------------|---------------|---|
| 池田 揖斐川 大野 野線 | | | 揖斐郡大野町大字黒野字讀岐 二四一番一地从先から 同 郡 同 町 大字六里字一ノ 坪二八一番六地先まで | 二六五〇 | 令和 元・七・三〇 | 平成 三三・三・九 平成 三〇・一〇・三 |

岐阜県告示第四百四十四号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づき道路の指定に関する告示(平成二十六年岐阜県告示第百二十八号)の一部を次のように改正し、令和元年七月三十一日から適用する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表中

| 県道 | 墨笠 松保 線 | 岐阜市流通センター二丁目三番一地从先から 同 市茶屋新田三丁目一番一地从先まで | 平成三二・四・一 |
|----|---------------|--|----------|
| | | | を |

| 県道 | 岐阜 各務原 線 | 各務原市三井町二丁目五〇番一地从先から 同 市 同 町 二丁目五九番一地从先まで | 令和元・七・三一 |
|---------------|----------------|--|----------|
| 墨笠 松保 線 | | 岐阜市柳津町流通センター二丁目三番一 地先から 同 市茶屋新田三丁目一番一地从先まで | 平成三二・四・一 |

| 県道 | 溝口 白金 線 | 岐阜市溝口上一四八番一地从先から 関市下白金鷲屋二三六番一地从先まで | 平成二六・四・一 |
|----|---------------|---------------------------------------|----------|
| | | | を |

| 県道 | 正 木 線 | 岐阜市茜部菱野二丁目五六番地先から 同 市茜部新所二丁目二三番地先まで | 令和元・七・三一 |
|---------------|-------------|--|----------|
| 溝口 白金 線 | | 岐阜市溝口上一四八番一地从先から 関市下白金鷲屋二三六番一地从先まで | 平成二六・四・一 |

改める。

岐阜県告示第四百四十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定に基づき、通行する国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量が同項各号に定める値である道路を次のとおり指定するとともに、同令第十條第二項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | | | 一 指定する道路 |
|--------------------|------------------------|--|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--|-----------|---|
| 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 国一般 道 | 国一般 道 | 国一般 道 | 類の道路 種 | 道路 路線名 |
| 美岐 濃阜線 | 白恵 川那線 | 恵多 治見 那線 | 瑞浪 イン ター 線 | 四 百 十 八 号 | 三 百 六 十 五 号 | 二 百 四 十 八 号 | | 区 間 |
| 同 市同 字上巾上五五八番六地先まで | 同 市同 町同 字九蔵田九二八番一四地先まで | 同 市同 町中野字阿弥陀外戸七六二番二地先から 同 市同 町中野字阿弥陀外戸七六二番二地先まで | 同 市明世町戸狩字大満堂三二〇番八地先まで | 同 市大字小瀬字中野二六三〇番一六地先まで | 同 郡同 町大字同 字東中野二九六九番五地先まで | 同 市今渡字金屋一七四七番一地先まで 同 市今渡字金屋一七四七番一地先まで | | 多治見市音羽町五丁目二〇番一地先から 同 市光ヶ丘五丁目一四番一地先まで |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | 令和元・七・三一 |

| | | | | | | | | 二 通行方法 |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------|-----------------------|--|--|---------------------------------|
| 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 県道 | 岐 阜 県 各 務 原 線 |
| 土岐南多 治見イン ター 線 | 養 老 田 線 | 岐 正 阜 木 線 | 文 殊 茶 屋 新 田 線 | 羽 鶉 島 線 | 笠 松 墨 俣 線 | 岐 阜 市 柳 津 町 流 通 セ ン タ ー 二 丁 目 三 番 一 地 先 から | 岐 阜 市 柳 津 町 流 通 セ ン タ ー 二 丁 目 三 番 一 地 先 から | 同 市同 町二丁目五九番一地先まで |
| 同 市同 町同 字南山二二九一番九〇地先まで | 同 郡同 町大字船附一四八四番一地先まで | 同 市茜部新所一丁目二三番地先まで | 同 市柳津町上佐波西一丁目二二番地先まで | 同 市同 町高桑東一丁目二番地先まで | 同 市同 町高桑西五丁目二八番地先まで | 同 市同 町高桑西五丁目二八番地先まで | 同 市同 町高桑東一丁目二番地先まで | 同 市同 町高桑東一丁目二番地先まで |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

1 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

(一) 次の表の上欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる道路に所在する交差点を左折して同表の下欄に掲げる道路に進入するときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定する車両等をいう。以下同じ。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の

公共測量（数値図化、数値編集）

三 作業期間

平成三十一年一月十一日から
平成三十一年三月二十日まで

四 作業地域

岐阜市、各務原市及び山県市

市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年七月十八日から
令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市西玉宮町二丁目六番地

五 設立認可の年月日

平成二十六年七月十八日

六 変更の内容

参加組合員の名称（定款において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

令和元年七月十六日

市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

多治見駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年二月二十七日から
令和四年十二月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

多治見市本町二丁目二四番地

五 設立認可の年月日

平成三十年二月十六日

六 変更の内容

施行地区に含まれる地域の名称及び参加組合員に与えられることとなる保留床等の部分の概要（定款において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

令和元年七月十六日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

雑 報

- 1 購入物品の名称及び数量 ローター除雪車(2.6m級) 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年5月24日
- 4 落札者を決定した日 令和元年7月4日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市上回本町7丁目452番地1
新興自動車株式会社
代表取締役 井口 大輔
- 6 落札金額 45,595,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県高山市土木事務所
(2) 所 在 地 高山市上回本町7丁目468番地

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書(平成三十年度)の公告
岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年七月三十日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 勢 田 昌 功

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名 称 国土交通省 中部地方整備局
 - 2 代 表 者 の 氏 名 中部地方整備局長 勢田昌功
 - 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
 - 1 名称 一般国道十九号 瑞浪恵那道路

- 2 種類 一般国道の改築(環境影響評価法第一種事業)
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
 - 1 縦覧場所
岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
 - 2 縦覧期間 令和元年七月三十一日(水)から令和元年八月二十九日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - 3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで(縦覧場所によっては異なることがあります。)
- 四 インターネットによる公表
事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ(<http://www.cbr.mlit.go.jp/fajimi/index.html>)においてもご覧いただけます。

五 問合せ

- 1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号
TEL 〇五七二 二五 八〇二六
- 2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

令和元年七月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社